

様式第一号（第3条第2号 第4条第2号及び第3号 第28条第1項第4号 第29条第2号及び第3号 第60条第3号 第61条第1号ト及び第2号ニ 第62条第1号ト及び第2号ニ 第66条第11号 第70条第5号 第80条第1項第9号 第118条第2項第12号 第121条第2項第12号 第134条第1項第4号関係）

純資産額に関する調書

（単位：百万円）

貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額 (A)	
貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額 (B)	
負債の部から控除される金額 (C)	
純資産額 (D) = (A) - (B) + (C)	

（記載上の注意）

「負債の部から控除される金額」とは、第38条第1項第7号及び第8号に掲げるものの額の合計額を記載すること。